

盛岡市監査委員告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 26 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 31 年 2 月 8 日付け 30 盛監第 54 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 保健所及び子ども未来部に係る指摘事項            |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                       |

31 盛保健第 10 号  
平成 31 年 4 月 23 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 2 月 8 日付け 30 盛監第 54 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（保健所 健康増進課 ）

前金払いをした委託契約の完了検査に当たり、完了検査が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

委託契約の完了検査に当たり、適正な検査を行うために課内研修を実施し周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、地方自治法、地方自治法施行令及び業務委託契約約定についての担当職員の認識不足によるものである。

今後は、適正な完了検査の実施を徹底するとともに、複数の職員による確認を行い、再発防止に努める。

31 盛福子育第 15 号

平成 31 年 4 月 24 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 2 月 8 日付け 30 盛監第 54 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（子育てあんしん課）

- (1) 公の施設の指定管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - ア 基本協定の締結に当たり決裁権者の決裁を得ていないもの
  - イ 年間修繕料に生じた残額が返還されていないもの
  - ウ 備品に関する報告が行われていないもの
- (2) 公の施設の指定管理に当たり、個別に指定管理者を指定した複数の施設に係る基本協定を 1 通の協定書で締結したものについて年間修繕料の金額が明確に示されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 補助金の履行確認にあたり、検査調書の作成が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項 (1)アについて

市長内部部局専決及び代決に関する規程について職場研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底した。

イ 指摘事項 (1)イについて

平成 29 年度の年間修繕料に生じた残額を 31 年 4 月に返還させた。また、職場研

修を実施し、適正な事務処理について周知徹底した。

ウ 指摘事項 (1)ウについて

31年4月に備品の年度末残高に関する報告書の提出を受けた。

また、職場研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底した。

エ 指摘事項 (2)について

公の施設の指定管理に伴う年間修繕料の取扱いについて関係課と協議を実施し、平成31年度から締結する基本協定及び年度協定について見直しを行い指定管理施設ごとの年間修繕料の金額を明確に示すこととした。

また、職場研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底した。

オ 指摘事項 (3)について

地方自治法及び財務規則に基づく検査調書の作成について職場研修を実施し、補助金の履行確認に係る、適正な事務処理の周知徹底を図った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項 (1)アについて

原因は、市長内部部局専決及び代決に関する規程の認識不足によるものである。

今後は、決裁経由者のチェックを確実にを行うよう事務を進めることで、再発防止に努める。

イ 指摘事項 (1)イについて

原因は、管理運営に関する基本協定の認識不足によるものである。

今後は、複数の職員で協定書及び事業報告書の内容確認を行うことを徹底し、決裁経由者のチェックを確実にを行うよう事務を進めることで、再発防止に努める。

ウ 指摘事項 (1)ウについて

原因は、管理運営に関する基本協定の認識不足によるものである。

今後は、複数の職員で協定書及び事業報告書の内容確認を行うことを徹底し、決裁経由者のチェックを確実にを行うよう事務を進めることで、再発防止に努める。

エ 指摘事項 (2)について

原因は、管理運営に関する基本協定についての認識不足から、複数の施設に係る基本協定を1通の協定書で締結したものについて、施設ごとの年間修繕費の金額を明確に示していなかったことによるものである。

今後は、複数の職員で協定書の内容確認を行うことを徹底し、適切に事務を執行することにより再発防止に努める。

オ 指摘事項 (3)について

原因は、補助金交付における完了確認手続きを誤認し、検査調書の作成を失念

したことによるものである。

今後は、複数の職員によるチェックを確実に行うよう事務を進めることで、再発防止に努める。

31 盛母第 33 号  
平成 31 年 4 月 17 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 2 月 8 日付け 30 盛監第 54 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 子ども未来部母子健康課）
  - （1）未熟児養育医療費負担金の債権管理に当たり、不納欠損処分が遅延している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - （2）物品の購入に当たり、完結文書に見積書を保管していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 措置の状況
  - （1）措置の内容
    - ① 未熟児養育医療費負担金の債権管理に当たり、時効が完成した分について、平成 31 年 3 月末に不納欠損処分を行った。また、課内研修を行い、適正な事務処理について、周知徹底をした。
    - ② 物品の購入に当たり、財務規則及び本庁等文書規程に基づき、適正に見積書を徴取し、完結文書に見積書を保管するよう、課内研修を行い、職員に周知徹底を図った。
  - （2）原因及び再発防止策の内容
    - ① 原因は、未熟児養育医療費負担金の債権管理に当たり、不納欠損処分の時期に係る理解が不足していたことによるものである。

今後は、職員全体で制度の理解を深め、未納の防止に努めるとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、盛岡市財務規則（昭和 46 年規則第 33 号）等の関係法令に基づき、適切な時期の不納欠損処分を行い、適正な事務の執行に努める。

- ② 原因は、財務規則及び文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、財務規則及び本庁等文書規程に則った適正な事務を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発防止に努める。

平成 31 年 4 月 24 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 2 月 8 日付け 30 盛監第 54 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（きたくり保育園）

- (1) 保育所職員給食費の徴収に当たり、算定方法を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 日帰り旅行に当たり、決裁権者の決裁がない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項（1）について

保育所職員給食費について適正な算定を行い、過誤徴収分については、平成 31 年 3 月 15 日付けで還付手続きを行った。

イ 指摘事項（2）について

職場研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項（1）について

原因は、盛岡市立保育所職員給食費徴収事務取扱要領（平成 27 年 10 月 29 日 部長決裁）の認識不足により、特別休暇等により給食を喫食しない場合の控除漏れがあったことによるものである。

今後は、出勤簿の確認や特別休暇等の取得者とともに控除日数・徴収金額につ

いて確認するなど、チェック体制を強化し、再発防止に努める。

イ 指摘事項（２）について

原因は、日帰り旅行命令に関する決裁権者の認識不足によるものである。

今後は、日帰り旅行命令の都度、決裁権者が決裁することを徹底し、再発防止に努める。

31 盛福子育第 15 号

平成 31 年 4 月 24 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 2 月 8 日付け 30 盛監第 54 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（うえだ保育園）

保育所職員給食費の徴収に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 算定方法を誤っているもの
- (2) 調定の時期を誤っているもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項 (1) について

保育所職員給食費について適正な算定を行い、過誤徴収分については、平成 31 年 3 月 15 日付けで還付手続きを行った。

イ 指摘事項 (2) について

保育所職員給食費の徴収に当たり、盛岡市立保育所職員給食費徴収事務取扱要領（平成27年10月29日部長決裁）に基づき、適正に事務を執行するよう、職場研修で周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項 (1) について

原因は、盛岡市立保育所職員給食費徴収事務取扱要領（平成 27 年 10 月 29 日

部長決裁)の認識不足により、特別休暇等により給食を喫食しない場合の控除漏れがあったことによるものである。

今後は、出勤簿の確認や特別休暇等の取得者とともに控除日数・徴収金額について確認するなど、チェック体制を強化し、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、盛岡市立保育所職員給食費徴収事務取扱要領(平成27年10月29日部長決裁)の認識不足により、調定の時期を誤認していたことによるものである。

今後は、調定の時期について職員全員の共通認識とし、適切な事務処理を徹底し、再発防止に努める。

31 盛福子育第 15 号

平成 31 年 4 月 24 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 2 月 8 日付け 30 盛監第 54 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（東見前保育園）

保育所職員給食費の徴収に当たり、算定方法を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

保育所職員給食費について適正な算定を行い、過誤徴収分については、平成 31 年 3 月 15 日付けで還付手続きを行った。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、盛岡市立保育所職員給食費徴収事務取扱要領（平成 27 年 10 月 29 日部長決裁）の認識不足により、特別休暇等により給食を喫食しない場合の控除漏れがあったことによるものである。

今後は、出勤簿の確認や特別休暇等の取得者とともに控除日数・徴収金額について確認するなど、チェック体制を強化し、再発防止に努める。